

# 奈良市自殺対策ロゴマーク使用実施要領

## 1. 目的

ロゴマークは本事業の広報物等に掲示することで、市民の本事業に対する信頼性及び安心感を高め、事業の利用拡大につながることを目的とする。

## 2. ロゴマークの使用

ロゴマークは次の各号のいずれかに該当するときのみ使用できる。

ただし、ロゴマークを使用しようとする者は、保健予防課長が必要と認めるときは、使用に関する資料を提出しなければならない。

- (1) 奈良市並びに国、地方公共団体及びそれに準ずる機関が広報及びそれに準ずる業務の目的で使用するとき
- (2) 報道機関が報道又は広報の目的で使用するとき
- (3) その他、保健予防課長が必要と認める目的で使用するとき

## 3. 使用上の遵守事項

ロゴマークを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 目的となる用途のみに使用し、指示する条件に従うこと
- (2) 使用する者は、これを譲渡し、又は転貸しないこと
- (3) 定めた形、色等の規格に沿って正しく使用すること
- (4) ロゴマークを使用した物品等の完成品は、速やかに担当部署へ1部提出すること。ただし、完成品の提出が困難と認められるものについては、その完成品の写真などをもって代えることができるものとする
- (5) 知的財産に関する一切の権利を新たに設定又は登録をしないこと

## 4. 使用の中止、差し止め

ロゴマークの使用が本要領に定めた規定に違反していると認められた場合、課長はその使用の中止、差し止めの請求又は必要な指示等を行うことができる。

## 5. 使用料

ロゴマークの使用は無償とする。